

尼崎市マイクロチップ装着等助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 尼崎市マイクロチップ装着等助成金(以下「助成金」という。)の交付については、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱に定める助成金の交付は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号。以下「法」という。)の趣旨に基づき、市民の飼養する犬及び猫にマイクロチップの装着を推進し、事故、盗難や災害発生等により所在不明となった飼い犬及び飼い猫の所有者の特定、早期返還につなげることに、また、所有者登録を通じて飼い主の遺棄の防止や適正飼養を推進することを目的とする。

(助成対象者)

第3条 助成対象者は、市内に居住し、犬又は猫を家庭で飼養している個人であること。ただし、法第10条第1項に規定する第一種動物取扱業を営む者、又は法第24条の2の2に規定する第二種動物取扱業を行う者は除く。

(助成対象動物)

第4条 助成対象動物は前条に規定する助成対象者が飼養する犬(狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)の規定により、尼崎市で登録されている犬に限る)及び猫とする。

(助成金の対象及び額)

第5条 助成金の対象は、要綱施行後に実施した助成対象動物に対するマイクロチップの装着及び登録に要した費用の額とする。

2 市長は、飼養している動物1頭につき2,000円を上限に、実際に要した費用に相当する額の合計額を交付する。

3 助成金の交付頭数は、助成対象者が属する世帯につき、犬及び猫を合わせて、異なる会計年度の交付であっても2頭までを限度とし、当該助成対象者と同一住所に居住する者については、同一世帯とする。

4 前2項の交付については、当該申請書を受理した年度の予算の範囲内で交付する。

(助成金の交付申請)

第6条 申請者は、市長に対し、様式第1号に定める交付申請書兼報告書に次の書類を添えて助成金の交付申請をしなければならない。

(1)マイクロチップの装着費用が記載された領収書(当該マイクロチップを装着した動物病院が発行したものに限る。)

(2)法第39条の3第1項に規定するマイクロチップ装着証明書

(3)法第39条の5第4項に規定する登録証明書

2 前項第2号及び第3号については、写しも可とする。

3 助成対象者による助成金交付申請は、前条のマイクロチップの装着実施日から60日以内に市長が受理したものに限り有効とし、郵送の場合は、消印の日を市長が受理した日として準用する。

(助成金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定により助成金の交付申請を受けたときは、関係職員に当該書類の審査を行わせ、その申請が適正であると認められる場合は、申請書兼報告書を受理した日以降60日以内に様式第2号に定める交付決定通知書の交付をもって交付申請者に通知するものとする。

(助成金の交付決定の取消及び返納)

第8条 市長は、助成金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは助成金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、または既に交付した助成金の全部若しくは一部を返納させることができる。

(1)この要綱に違反したとき。

(2)尼崎市暴力団排除条例(平成25年尼崎市条例第13号)に規定する第2条第4号、第5号及び第7号に該当するとき。

(3)暴力団等の利益になるとき。

(助成金の請求)

第9条 助成金の交付決定を受けた者は、速やかに様式第3号に定める請求書により助成金の請求をしなければならない。

(助成金の交付)

第10条 市長は、前条の規定に基づき助成金の請求を受けたときは適法な請求を受けた日から30日以内に助成金を交付するものとする。

(委任)

第11条 この要綱の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年10月1日から施行する。